

平成 22 年 6 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

災害義援金の税務上の取扱い

個人⇒寄付金控除

法人⇒損金算入

宮崎県において口蹄疫の発生による重大な被害や被害拡大を防ぐ対策などが日々報道されています。また、この災害に係る「被害義援金」も募られていますがこの「義援金」を支払った場合の税務上の取扱いは下記のようになります。

宮崎県口蹄疫被害義援金（以下「義援金」といいます）を支払った場合には、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する地方公共団体に対する寄付金に該当します。

したがって、個人の方が義援金を支払った場合には、「特定寄付金」として寄付金控除（所得控除）の対象となり、法人が義援金を支払った場合には、その支払額の全額が損金算入の対象となります。

(1) 寄付金控除額又は寄付金の損金算入額の計算

<個人が義援金を支払った場合>

次の算式で計算した金額が所得税における「寄付金控除」として、所得から控除されます。

$$(\text{その年中に支出した特定寄付金の額の合計額}) - 2 \text{ 千円} = \text{寄付金控除額}$$

注) 特定寄付金の額の合計額は、所得金額の 40%相当額が限度となります。

<法人が義援金を支払った場合>

支出した義援金の額の全額が「損金」に算入されます。

(2) 適用を受けるための手続き

個人； 確定申告書に寄付金控除に関する事項を記載するとともに、確定申告書の提出の際に義援金の領収書を添付又は提示する必要があります。

法人； 確定申告書に義援金の金額を記載し、寄付金の明細書を添付するとともに義援金の領収書を保存する必要があります。